

(案)

車 両 賃 貸 借 契 約 書

賃借人 長門市長 江原達也 を甲とし、貸貸人 ●● を乙として、甲乙間において次のとおり賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約物件）

第1条 甲は、次に掲げる車両（以下「物件」という。）を乙から賃借する。

物件の表示	車 名
	型 式
	付 属 品
	エアコン、リアヒーター、パワーウィンドウ、スイング自動扉、リアウィンドウデフォグガー、サイドバイザー、サンバイザー、ABS、AF/FMラジオ、バックアイカメラ・モニター（カラー）、ETCユニット、ドライブレコーダー（フロント+リア）、SDカード（32GB）、スペアタイヤ、スタッドレスタイヤ（ホイール付）6本、ホイールカバー一式、「長門市」ステッカー2枚（マグネット）
	台 数
	3台

第2条 甲は、物件を公用自動車として使用する。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借料は、1台あたり月額 円（うち消費税額及び地方消費税額計 円）とする。

2 前項の賃借料は、前条に定める賃貸借期間内は改定しないものとする。ただし、法令の改正、経済状況の著しい変動その他やむを得ない理由により、賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

（物件の納入）

第5条 乙は、物件を令和8年12月31日に長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課に納入しなければならない。

（物件の検査）

第6条 甲は、前条の納入を受けたときは、当該納入を受けた日から10日以内に乙が納入した物件（以下「納入物件」という。）の検査を行うものとし、乙は当該検査に立ち会うものとする。

2 乙は、納入物件の全部又は一部が前項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までに、当該検査に合格できる物件を納入しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による納入について準用する。

（物件の引渡し）

第7条 乙は、納入物件が前条第1項又は同条第3項において準用する同条第1項の検査に合格したときは、当該検査に合格した物件（以下「本物件」という。）を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から本物件の引渡しを受けたときは、物件受取証を乙に交付するものとする。

(案)

(本物件の保管・使用)

第8条 甲は、善良なる管理者の注意をもって本物件を保管、使用するものとし、その費用は甲の負担とする。

(契約走行距離)

第9条 甲乙双方は、第4条の賃借料が、別紙記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認する。

(メンテナンスの範囲)

第10条 乙は、本物件について本契約期間中、別紙において賃借料に含まれる費用として記載のあるメンテナンス費用の項目の整備及び修理を行うものとする。

(メンテナンス費用の負担)

第11条 甲は、第4条及び前条の規定にかかわらず、次の場合の修理費等を負担するものとする。

- (1) 別紙において賃借料に含まれる項目として記載のあるメンテナンス費用の項目の範囲外の整備、修理に要する費用
- (2) 甲の故意又は重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用
- (3) 天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用

(売却等の制限)

第12条 乙は、本契約期間中、甲の承諾を得ないで本物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、本契約期間中、本物件に抵当権その他形式の如何を問わず、甲の本物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更、部品等の追加装着)

第13条 甲は、物件の形状等を変更しようとする場合又は本契約外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行うものとする。

(転貸の禁止)

第14条 甲は、本物件を第三者に転貸してはならない。

(賃借料の支払い)

第15条 乙は、毎月月末締めにて当月分の賃借料を甲に請求するものとし、甲は翌月月末までに賃借料を支払うこととする。

(経費の負担)

第16条 公租公課その他一切の賦課金(消費税法及び地方税法の適用により課される消費税及び地方消費税を除く。)は、乙が負担する。ただし、賃借期間中に本物件について新税が創設され、又は自動車税、自動車重量税、自動車保険料等が変更されたときは、乙は、新たな費用又は増加額を甲に請求することができる。

(通知義務)

第17条 甲は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければならない。

- (1) 本物件について著しい破損、滅失(天変地異等不可抗力によるものを含む。)、盗難、紛失、被搾取等の事故が生じたとき、又は乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
- (2) 本物件自体又は本物件の保管若しくは使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。

(本物件の保管、使用に基づく賠償責任)

第18条 甲が、本物件の保管、使用等に起因し、破損した場合は、甲の負担で原状回復することとし、第三者に損害をおよぼしたときは、甲は自己の責任において解決するものとする。

(契約の解除)

(案)

第19条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第20条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(本物件の返還)

第21条 賃貸借期間の満了又は解除により本物件を返還するときは、甲は、本物件の通常の損耗及び乙が認めたものを除き、直ちに甲の負担で本物件を原状に回復したうえで乙の指示に従って返還するものとする。返還された本物件が原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用を甲は直ちに乙に支払うものとする。

2 本物件の返還が遅れた場合に、乙から要求があったときは、甲は返還終了まで遅延日数に応じ賃貸借料相当額の損害金を乙に支払うほか、本契約の諸条項に従うものとする。

3 甲が本物件の返還を怠ったときは、乙は本物件の所在場所から任意に本物件を引揚げるができるものとする。

(再リース)

第22条 甲がリース期間満了2か月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合には、甲乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

(特約事項)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約金額について、減額又は削除された場合、この契約を変更又は解除できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、この契約を変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第24条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原達也

乙

(案)

別表

賃貸借料に含まれる費用	<p>1 車両代金（次の付属品の費用を含む。） エアコン、リアヒーター、パワーウィンドウ、スイング自動扉、リアウィンドウデフォッガー、サイドバイザー、サンバイザー、ABS、AF/FMラジオ、バックアイカメラ・モニター（カラー）、ETCユニット、ドライブレコーダー（フロント+リア）、SDカード（32GB）、スペアタイヤ、スタッドレスタイヤ（ホイール付）6本、ホイールカバー一式、「長門市」ステッカー2枚（マグネット）</p> <p>2 登録諸経費・納車費用</p> <p>3 自動車税（5年間）</p> <p>4 自動車重量税（5年間）</p> <p>5 自動車賠償責任保険料（5年間）</p> <p>6 自動車リサイクル法にかかる費用</p> <p>7 メンテナンス費用 車検（定期点検整備及び継続検査）、一般修理、オイル交換、バッテリー交換、タイヤ交換（年2回、夏/冬履替）</p>
契約走行距離	月間 約1,500km